

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H28.6.1)	改正前
<p>第1条～第4条(省略)</p>	<p>第1条～第4条(省略)</p>
<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準に契約担当者が設定した額とする。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p>	<p>(調査基準価格)</p> <p>第4条の2 調査基準価格は、予定価格に100分の80を乗じて得た額から予定価格に100分の92を乗じて得た額までの範囲内の額で、予定価格に次項の規定により算出した割合を乗じて得た額を基準に契約担当者が設定した額とする。</p> <p>2 前項の割合は、設計額算定の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の108を乗じて得た額を設計額で除して得た割合とする。ただし、その割合が100分の92を超える場合は100分の92とし、100分の80に満たない場合は100分の80とする。</p> <p>(1) 直接工事費に100分の100を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費に100分の90を乗じて得た額</p> <p>(3) 現場管理費に100分の80を乗じて得た額</p> <p>(4) 一般管理費に100分の55を乗じて得た額</p>
<p>第4条の3～第13条(省略)</p>	<p>第4条の3～第13条(省略)</p>
<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成23年7月15日(次項において「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第4条第2項、別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>	<p>附 則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成23年7月15日(次項において「施行日」という。)から施行する。 2 改正後の第4条第2項、別表の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、同日前に入札公告を行った工事に係る入札については、なお従前の例による。</p> <p>附 則 1 この要領は、平成25年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p>

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H28. 6. 1)	改正前
<p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この要領は、平成28年6月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</u></p> <p><u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</u></p>	<p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成25年6月10日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p> <p>附 則</p> <p>1 この要領は、平成27年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。</p> <p>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日以前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお、従前の例による。</p>

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H28.6.1)				改正前			
別表(第7条関係)				別表(第7条関係)			
失格判断基準				失格判断基準			
要領による項目	細目	内容		要領による項目	細目	内容	
ア 低入札価格調査に協力しないとき	事情聴取に応じない場合	①	事情聴取等に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。))を含む。)	ア 低入札価格調査に協力しないとき	事情聴取に応じない場合	①	事情聴取等に応じない場合(事情聴取実施日時に遅れた場合(ただし、公共交通機関の遅れなどやむをえない場合を除く。))を含む。)
		②	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合			②	事情聴取に対し、提出された低入札資料に基づいた根拠のある説明ができない場合
		③	事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合			③	事情聴取に対し、不適正または不誠実な言動があり、正常な調査が実施できない場合
	適正な工事費内訳書が提出されない場合	①	入札時に提出された工事費内訳書と異なる内容の工事費内訳書が提出された場合	適正な工事費内訳書が提出されない場合	①	入札時に提出された工事費内訳書と異なる内容の工事費内訳書が提出された場合	
イ 設計仕様等に適合しない場合	設計仕様書等の品質等を満足しない場合	①	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。	イ 設計仕様等に適合しない場合	設計仕様書等の品質等を満足しない場合	①	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、設計図書、仕様書で定める数量、工法および施工条件を一部でも満足していない場合。

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H28.6.1)				改正前			
		②	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合			②	業者見積りの各費目が設計額に対して、80%未満かつ500万円以上低くなっている場合において、材料・製品について、設計図書または仕様書で定める品質・規格を一部でも満足していない場合
ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1) 品質確保および安全確保について、支障がある場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合	ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(1) 品質確保および安全確保について、支障がある場合	①	直接工事費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の75%未満の場合
		②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合			②	共通仮設費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合			③	現場管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の70%未満の場合
		④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合			④	一般管理費およびこれに相当する費用について、発注者の設計金額の30%未満の場合
		⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合			⑤	総合評価落札方式における技術提案に係る経費が、積算内訳書に計上されていない場合
	(2) 法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合	ウ 積算内訳書の算出根拠が適正でない場合	(2) 法令違反や下請予定業者等へのしわ寄せがある場合	①	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合
		②	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合			②	下請見積書の「工種等の個々の金額の明細」が、これに対応する「内訳書に対する明細書(低入札調査資料)」の「工種等の個々の金額の明細」に正しく反映(同額以上を計上していること)されていない場合
		③	下請予定業者等からの聴き取り等により、下請見積書の記載価格が、いわゆる「指し値」である場合、値引きがある場合等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合			③	下請予定業者等からの聴き取り等により、下請見積書の記載価格が、いわゆる「指し値」である場合、値引きがある場合等不当に低額に設定されていたことが確認できた場合

低入札価格調査制度実施要領 新旧対照表

改正後 (H28.6.1)				改正前			
エ 建設副産物の処理が適正でない場合	入札参加資格委員会が建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合			エ 建設副産物の処理が適正でない場合	入札参加資格委員会が建設副産物の処理が適正でない場合と認めた場合		
オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1) 法令違反がある場合	①	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合	オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	(1) 法令違反がある場合	①	適用を受ける関係法令に違反が認められる場合
	(2) 契約上の基本事項違反等のある場合	①	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合		(2) 契約上の基本事項違反等のある場合	①	適用を受ける契約上の基本事項に違反が認められる場合
		②	共同企業体による施工の場合において、下請予定業者が当該共同企業体の構成員である場合			(3) 上記(1)および(2)のほか、入札参加資格委員会が、法令違反や契約上の基本事項違反等があると認めた場合	②